

審第2159号－1
答申第391号
令和8年7月15日

千葉県公安委員会
委員長 寺嶋 哲生 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年10月15日付け公委（広）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第364号

令和7年8月1日付けで審査請求人から提起された、令和7年4月30日付け
〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決に
ついて

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和7年4月30日付け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和7年4月8日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、『①（自転車に乗った不審な〇〇の件について 記録 発生日時：〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇頃）②（〇〇住宅地を周回する、〇〇い不審な車について 記録 発生日時：〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇～〇〇頃）』に係る警察職員とのやりとりした内容が記録された〇〇警察署が保有する警察相談票（紙で保管されているもの〔決裁済み〕、添付されている資料要）及び加入（来署）通報記録（通報時の電話番号：〇〇、〇〇）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「警察相談票 〇〇年〇〇月〇〇日 付け管理番号〇〇」（以下「本件文書1」という。）及び「交番直接届出 加入・消防・来署・無線 受理処理結果票 署受理番号〇〇」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和7年8月1日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和7年10月15日付け公委（広）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

記録が存在しない理由を明示してもらいたい。また、記録を残さなかった理由と残さないと判断したのは、電話を受けた個人によるものなのか、警察組織の意向なのか明示してもらいたい。

イ 本件審査請求の理由

同日に2件相談し、会話の内容から、2件が別件だと確認しているにも拘らず、(又、記録に残す旨記載までしているにも拘らず)1件のみの記録しか存在しない理由が明らかではない。1件のみの記録しかないとされたのは不合理である。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 弁明書に対する反論の趣旨

処分庁の弁明書(以下「弁明書」)において、審査請求人が相談した「〇〇不審者」(以下「不審者」)に関する記録が「不存在」とされ、その理由として個人情報保護に関する法律施行条例や千葉県情報公開条例、指揮伺いや措置区分欄の一部に関し、公益上の支障等が主張されている。しかし、弁明書は、記録の具体的な不存在理由や、判断主体を明示しておらず、行政不服審査法に基づく審査請求の趣旨に答えていない。

イ 事実経緯

(ア) 〇〇年〇〇月〇〇日、電話にて〇〇警察署相談。不審車両の周回及び不審者が自宅住所を知り得ていた可能性がある事案を相談。相談時の会話は提出済みで、担当者名：〇〇巡査(地域課)を録音により確認済みである。

(イ) 令和7年4月30日付保有個人情報部分開示の結果、不審車両のみ開示され、不審者の件は記録がなかった。

(ウ) 令和7年6月12日、電話にて不服申し立てを行い、記録不存在の理由説明を要求した。

(エ) 令和7年6月15日、不服申し立ての回答として、電話にて、担当者名：〇〇警部補(課長代理：地域課)「結論から言うと、言った言わない、聞いた聞かないの話になるので…」と発言された。当該会話は録音済み：令和7年10月8日反論書とともに提出した。

(オ) 令和7年8月1日、審査請求にて記録の不存在理由と判断主体の明示を請求した。

ウ 記録の不存在理由の欠如

弁明書は、「本件審査請求を受けて、改めて対象となる保有個人情報を探したが、本件決定で特定した保有個人情報以外に本件開示請求に係る保有個人情報は存在しなかった。」と主張。なぜ不審者に関する記

録が作成されなかったのか、一切明らかにしていない。

審査請求人は不審車両と不審者の相談を行い、記録作成を依頼した。不審車両の記録が存在する一方で、不審者の記録が不存在であることは、警察の記録作成に不備があることを示唆する。弁明書は、記録が作成されなかった具体的な理由（例：相談内容の軽視、記録漏れ、内部規定の不備等）を説明していない。したがって、記録の不存在理由を具体的に明示することを求める。

エ 信頼の毀損

弁明書は、記録を残さない判断が個人の判断によるものか、警察組織としての方針によるものかを明確にしていない。審査請求人が電話で不服を申し立てた際、担当者が「言った言わない、聞いた聞かないの話になるので…」と述べ、改めて記録を作成した経緯から、初回の相談対応が個人の裁量に委ねられていた可能性が推測される。警察の対応が個人の判断に依存する場合、国民の安全に関する相談が適切に扱われないリスクがあり、不適切な対応により、警察に対する信頼が大きく損なわれる。

オ 警察の対応と国民の安全軽視

審査請求人は、不審車両と不審者の相談を通じて、自身の身の安全に対する不安を警察に訴えた。しかし、不審者に対する記録が作成されなかったことは、職務遂行における不備を示している。また、国民の安全を軽視する対応と受け取られかねない。不審者が自宅住所を知り得ていた可能性がある事案は、ストーカーや住居侵入、様々な悪用の危険性が潜み、重大な事件の予兆を見逃すリスクを孕んでいる。

警察は、国民の安全を守る職務を負っており、相談内容の適切な記録と対応は不可欠である。警察の対応の改善を求める。

カ 審査請求の求め

以上の理由から、弁明書は審査請求人の主張に応える内容となっておらず、記録の不存在理由および判断主体の明示が欠如している。行政不服審査法に基づき、審査庁に対し、以下の点を求める審査を請求する。

- (ア) 不審者に関する記録が存在しない具体的な理由の明示。
- (イ) 記録を残さない判断が個人によるものか、警察組織の方針によるものかを明示。
- (ウ) 相談内容の記録管理に関する内部規定の見直し、および、再発防止策の策定。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

(イ) 保有個人情報開示請求について

審査請求人は、令和7年4月8日付けで本件開示請求を行った。

(ウ) 保有個人情報の特定及びそれが記録された行政文書の内容について

a 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

b 行政文書の内容

(a) 本件文書1は、審査請求人が千葉県〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）に相談した警察相談において作成された文書である。

(b) 本件文書2は、審査請求人が〇〇警察署に通報し、通報を受理した際に作成された文書である。

c 事務の内容

(a) 本件文書1について

本件文書1は、警察相談に関する事務において作成されたものであり、同事務については下記のとおりである。

i 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

ii 警察相談票の作成

(i) 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぐものとする。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定するものとする。

(ii) 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容の詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告するものとする。

処理部門は、相談の処理状況等について、その経過を警察相談経過票に記載の上、適宜所属長に報告するものとする。

(b) 本文書2について

本文書2は、通報に関する事務において作成されるものであり、事件・事故等の当事者又は目撃者等の関係者が、警察にその対応を求めるため、警察署、交番等へ直接通報又は届出をした際に、通報内容に基づいて現場に警察官を臨場させ、初動対応させることを目的とし、通報を受理した者等がその必要性に応じて作成するものである。

イ 処分の理由

(ア) 保有個人情報の特定について

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、前記ア(ウ) a のとおり特定した。また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる保有個人情報を探索したが、本件決定で特定した保有個人情報以外に本件開示請求に係る保有個人情報は存在しなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由について

- a 法第78条第1項第2号、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号。以下「条例」という。）第4条及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年千葉県規則第12号。以下「規則」という。）第3条の該当性

本文書1の決裁欄の印影の一部及び取扱者欄の氏名、本文書2の受理者欄及び処理者名欄の氏名（以下、4において「本件職員氏名情報」という。）

法は、請求人に係る保有個人情報の開示請求権を保障する一方で、法第78条第1項第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ及びハに該当する場合は開示しなければならない旨を規定しているが、本件職員氏名情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当する。

以下、同号ただし書及び条例第4条について検討する。

- (a) ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は開示する規定であるが、本件職員氏名情報は、警部補以下の階級にあ

る警察官の氏名であり、第三者に提供する法令や慣行性は存在しない。

したがって、本件職員氏名情報は、ただし書イに該当しない。

- (b) ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、不開示該当性の判断にあつては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示するもので、本件職員氏名情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、本件職員氏名情報は、ただし書ロに該当しない。

- (c) ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示する規定であるが、本件職員氏名情報は、職及び職務遂行の内容に係る部分には該当しない。

したがって、本件職員氏名情報は、ただし書ハに該当しない。

- (d) 条例第4条は、「千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条第2号ハに掲げる情報のうち同号ハに規定する公務員等（警察職員であつて規則で定めるものを除く。）の氏名（同条例第8条第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当するものを除く。）」について不開示情報の例外とする規定である。

そして「警察職員であつて規則で定めるもの」については、規則第3条第1号で「警部補以下の階級にある警察官」、また同条第2号で「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定められている。

これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名について不開示とすることを規定しており、本件職員氏名情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であるため、不開示とする警察職員の氏名に該当する。

- (e) 小括

以上のことから、本件職員氏名情報を不開示とした決定に誤り

はない。

b 法第78条第1項第2号の該当性

法第78条第1項第2号については、前記aに述べたとおりである。

本件文書1の取扱者欄の職員番号（以下、4において「本件職員番号情報」という。）は、警察職員個々に付与された番号である。また、氏名に付随する職員番号は他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

よって、本件職員番号情報は、法第78条第1項第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

c 法第78条第1項第7号の該当性

法第78条第1項第7号は、事務又は事業に関する情報として不開示となる情報を定めており、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、同号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報をいう。

(a) 本件文書1の取扱者欄の警電番号（以下、4において「本件警電番号」という。）

警電番号は、警察電話において割り振られている電話番号であるが、警察電話は、本来、機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、警電番号を開示することにより、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(b) 本件文書1の人身安全関連欄（以下、4において「本件調査判断情報1」という。）

本件調査判断情報1は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、この判断は最終的に所属長が行う。

この事案該当の有無及び種別は、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、人身安全関連欄のチェック

項目を開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(c) 本件文書1の指揮伺い欄の一部（以下、4において「本件調査判断情報2」という。）

警察署で受理した相談にあつては、処理担当課長が指揮伺い欄を記載し、所属長が所属長指揮事項欄を記載する。

そして、本件調査判断情報2については、相談内容に基づく、警察における以後の取扱方針を記載しており、これらを開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(d) 本件文書1の措置区分欄の一部（以下、4において「本件調査判断情報3」という。）

本件調査判断情報3は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で判定し記載するとともに、以後の取扱方針を決定する措置区分を記載するものである。

この判断は最終的に所属長が総合的に勘案して判断しており、開示請求者以外の関係者の情報を含めて判断するものであり、これらを開示した場合には、当該相談の危険性の判断を開示することになり、関係者及び相談者が感じている危険度の差違等の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(e) 小括

以上のことから、本件警電番号及び本件調査判断情報1から同3は、法第78条第1項第7号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(3) 弁明の内容について

実施機関は、開示請求書の請求内容に基づいて、前記(2)ア(ウ) a

及びbのとおり本件文書を特定しており、本件開示請求に係る他の行政文書は存在しない。

また、特定した本件文書について、前記（２）イ（イ）のとおり、法令等の規定に基づいて、開示又は不開示の判断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考ええる。

なお、審査請求人は、本件審査請求の趣旨として、「記録が存在しない理由を明示していただきたい。また、記録を残さなかった理由と残さないと判断したのは、電話を受けた個人によるものなのか、警察組織の意向なのか明示して下さい。」と主張しているが、同主張については、令和７年６月１２日に実施機関において、審査請求人から出来事２件について相談して１件分の文書しかないのか調べて理由を説明してほしい旨を意見要望として受け付け、審査請求人に対して、改めて警察相談票を作成する旨を説明済みである。

５ 審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３のとおり主張しているので、以下、検討する。

（２）個人情報の特定の妥当性について

審査請求人が主張する、自身が〇〇警察署に相談した２件のうちの１件分しか記録が存在しないことについては、審議会が、審査請求人が提出した相談時の音声データを確認したところ、相談内容が１件分として記録されたことに特段に不自然、不合理な点は認められなかった。

また、審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（３）本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書１は、審査請求人から〇〇警察署になされた警察相談について、当該相談の処理のため、警察職員が審査請求人から当該相談の内容を聴取した後、その要旨や措置結果等を記載した警察相談票であると認められる。

本件文書２は、審査請求人からなされた相談について、対応した警察職員がその内容等を記録した受理処理結果票であると認められる。

イ 警察官の氏名及び印影について

(ア) 実施機関は、本件文書 1 の決裁欄の印影の一部及び取扱者欄の氏名並びに本件文書 2 の受理者欄及び処理者欄の氏名について、法第 7 8 条第 1 項第 2 号、条例第 4 条及び規則第 3 条に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、実施機関の職員の氏名又は印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第 7 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

なお、条例第 4 条は公務員等の氏名を不開示情報から除く旨を定めているが、規則第 3 条により警部補以下の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察官以外の職員の氏名は不開示情報に該当するとされている。そして、本件決定で不開示とされた氏名及び印影は、警部補以下の階級にある警察官又は同階級に相当する職にある警察官以外の職員のものである。

したがって、当該情報は、法第 7 8 条第 1 項第 2 号に該当し、不開示が相当である。

ウ 職員番号について

(ア) 実施機関は、本件文書 1 の取扱者欄の職員番号について、法第 7 8 条第 1 項第 2 号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第 7 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、法第 7 8 条第 1 項第 2 号に該当し、不開示が相当である。

エ 警電番号について

(ア) 実施機関は、本件文書 1 の取扱者欄の警電番号について、法第 7 8 条第 1 項第 7 号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

オ 人身安全関連欄について

(ア) 実施機関は、本件文書1の人身安全関連欄について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 人身安全関連欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談の内容から判断して、人身安全関連事案への該当の有無等を記載した情報であり、警察相談票の所定の欄において定型的に記載することとされている。

人身安全関連欄の情報を開示した場合、異なる解釈から警察業務への不信感を招くなど、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

カ 指揮伺い欄及び措置区分欄の一部について

(ア) 実施機関は、本件文書1の指揮伺い欄及び措置区分欄の一部の記載について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 指揮伺い欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談に係る相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における以後の取扱方針等の案を記載し、所属長に意思決定を求めるものである。

措置区分欄は、相談内容を検討して判断し、以後の取扱方針を決定する措置区分を記載するものである。

警察相談においては、その事務の性質上、警察相談票に事案を正確に記載することや警察における判断を様々な可能性を考慮して記載することが、不安を抱く県民に安心を与えるという目的を達成するためには必要である。

これを前提に考えると、保有個人情報の開示請求に対して、指揮伺い欄又は措置区分欄の情報を開示し、その判断の内容が明らかになることにより、警察がとり得る措置を発動する基準が明らかになってしまうと、今後、警察の措置を回避しようとして、適切な解決を妨げる行為がとられることとなる可能性を否定できない。

さらには、開示された場合の影響を懸念して、担当者や所属長が記載を当たり障りのないものとした場合、正しい指揮がとれなくなる可能性も否定できない。

本件文書1について確認したところ、指揮伺い欄又は措置区分欄の

情報を開示すると、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年10月15日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和7年10月23日	反論書の写しの受理
令和8年 5月22日	審議（令和8年度第2回第1部会）
令和8年 6月26日	審議（令和8年度第3回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会